

専決第 23 号

予防接種法第 15 条第 1 項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算を定めることについて

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条第 1 項の規定による健康被害の救済措置としての給付に係る補正予算（令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 7 号））を次のとおり定めることについて、大津市議会会議条例（平成 26 年条例第 1 号）第 6 条の 5 第 10 号の規定により、専決処分する。

令和 6 年 10 月 30 日

大 津 市 長 佐 藤 健 司

令和 6 年度 大津市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度大津市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,401,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		29,334,377 千円	46,784 千円	29,381,161 千円
	1 国 庫 負 担 金	15,852,138	46,784	15,898,922
歳 入	合 計	140,354,649	46,784	140,401,433

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11,380,543 千円	46,784 千円	11,427,327 千円
	1 保 健 衛 生 費	6,515,993	46,784	6,562,777
歳 出	合 計	140,354,649	46,784	140,401,433

一 般 会 計 予 算 説 明 書

注 1) 金額の単位は、千円とする。

2) 3 歳 出 のうち特定財源に使用した略号は、次の例による。

国 ・ ・ ・ ・ ・ 国 庫 支 出 金

令和6年度 大津市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	29,334,377	46,784	29,381,161
歳入合計		140,354,649	46,784	140,401,433

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費	11,380,543	46,784	11,427,327
歳 出 合 計	140,354,649	46,784	140,401,433

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
46,784			
46,784			

2 歳 入

款16 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	144,398	46,784	191,182	1 保健衛生費国庫負担 金	46,784
計	15,852,138	46,784	15,898,922		

説		明	
新型コロナウイルス予防接種健康被害給 付費負担金	46,784	保健予防課	

3 歳 出

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節	
				特定財源	一般財源	区分	金額
2 予防費	1,864,472	46,784	1,911,256	国 46,784		18 負担金、補助及び交付金	46,784
計	6,515,993	46,784	6,562,777	46,784			

説		明	
1	予防接種対策費	46,784（国 46,784）	保健予防課